

土木関係事業の要望に関するガイドブック

令和8年(2026年)4月

長野市

建設部 道路課

建設部 河川課

建設部 維持課・土木事務所

建設部 建築指導課

農林部 農地整備課

農林部 森林いのしか対策課

都市整備部 公園緑地課

はじめに

市が行う土木関係事業には、全体計画に基づき計画的に実施しているもの（都市計画道路等）と、地域の要望に基づき実施しているもの（道路、水路、河川等の新設・改良・維持補修等）があります。

地域の要望に基づくものは、基本的に毎年、住民自治協議会、区長さんから要望を提出していただき、継続事業は優先的に、新規事業は緊急性、必要性、投資効果などを総合的に検討して、予算の範囲内で当年度の実施箇所を決定しています。

比較的事業規模が大きく、国の補助等の導入が見込めるものは、市担当課において事業計画を策定し、県や国に補助事業として採択の要望をするとともに、地区関係者の皆様には事業化に向けた地元調整をお願いすることとなりますが、事業化には最低でも2～3年を要します。

災害復旧や緊急に対処しなければならない箇所については、随時補正予算等を確保しながら、優先的に実施しています。

土木関係工事については、事業ごとに一定の要件（整備基準や採択要件等）が満たされていないと、せっかく要望いただいても予算化は困難であり、条件整備が整った時点で、改めて要望していただくこととなります。

また、あまり沢山の^{たくさん}要望を提出していただいても、限りある予算の中での対応となることや、集中投資により早期に事業効果を上げるなどの観点から、優先度の低い箇所は何年もお待ちいただくこととなる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

この冊子は、地域の土木関係工事の要望事項を事業化するための基準や、実施箇所を決定するときの市の考え方等を記載しておりますので、関係の皆様には、地域の要望を取りまとめる際の参考資料として、活用していただければ幸いです。

なお、このガイドブックは、【長野市ホームページ＞MENU＞まちづくり・土木・建築＞道路・河川＞道路＞道路整備＞土木関係事業の要望に関するガイドブック】にアップされている「土木関係事業の要望に関するガイドブック」にも掲載しています。

緊急、舗装・側溝修繕について

緊急、舗装・道路側溝等の修繕が必要な箇所については、
本土木要望ではなく、電話、又はLINEにより通報をお願いします。

通報があり次第速やかに現場確認し対応します。

また、国道や県道の場合は各管理者へ連絡します。

※LINEによる通報は、匿名となることをご承知おきください。

長野市 LINE 公式アカウントからの通報について

損傷箇所を発見した際は、市 LINE 公式アカウントから情報をお寄せください。

道路や公園・遊園地施設の損傷箇所、
宅地等の浸水被害・不法投棄を発見したら

- ・路面の段差、穴
- ・ガードレールの破損
- ・側溝の破損
- ・公園・遊園地施設の破損、遊具の損傷など
- ・宅地等の浸水被害
- ・不法投棄



友だち登録は
こちらから

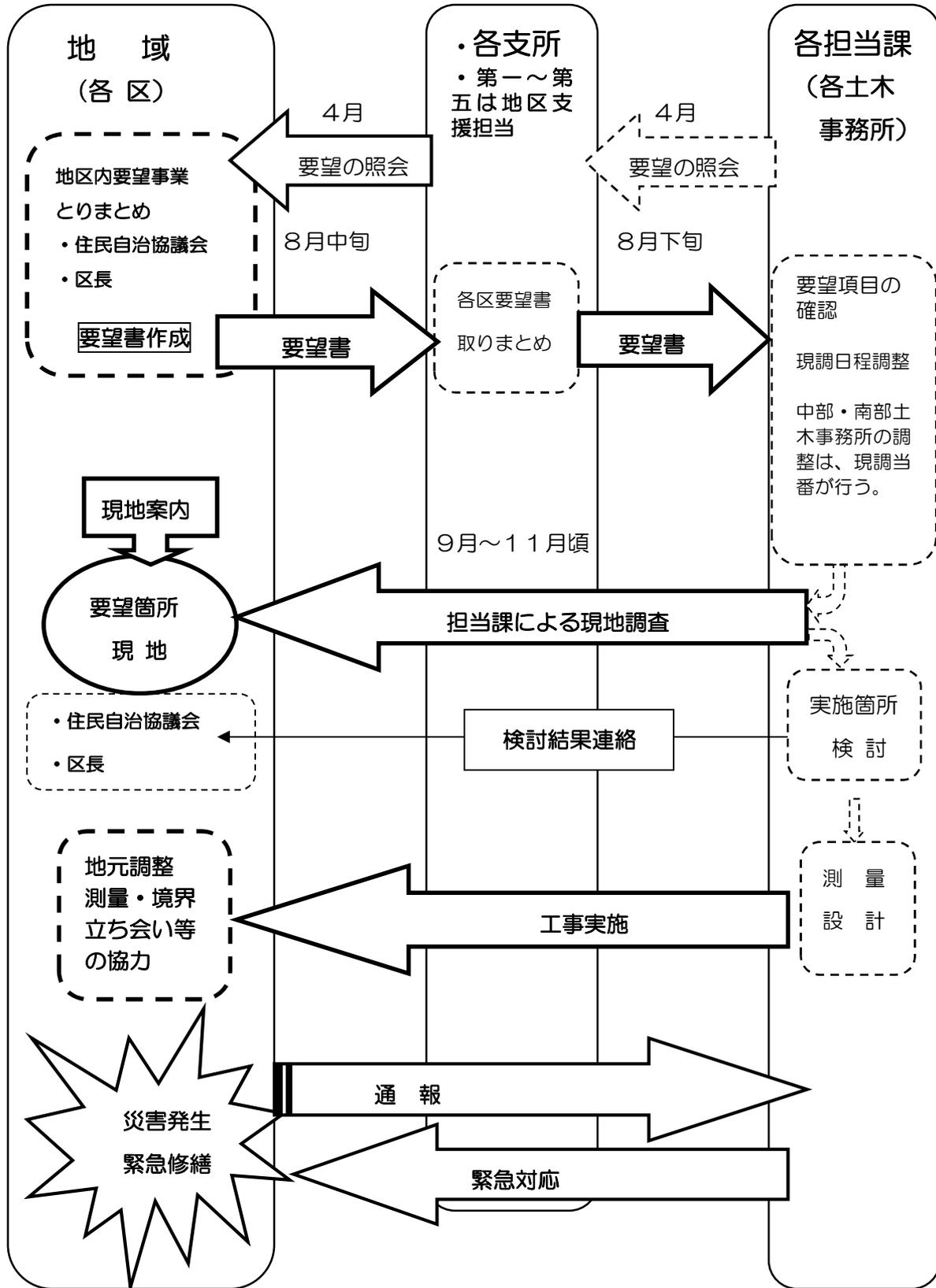
※基本メニューの表示は変更になる場合があります。

- 利用規約を確認後、案内に従って、状況写真・位置情報などを送信
- LINE通報は24時間可能ですが、受信内容の確認は開庁時間中に行います。
(通報のみできるので管轄外・実施できない等の返信はありません。)
- 緊急の場合や、修繕などの実施について回答が必要な場合は、従来通り電話でご連絡ください。
- 「国土交通省道路緊急ダイヤル（#9910）：LINE」
この通報システムは国道・県道にも対応しておりますのでご利用ください。

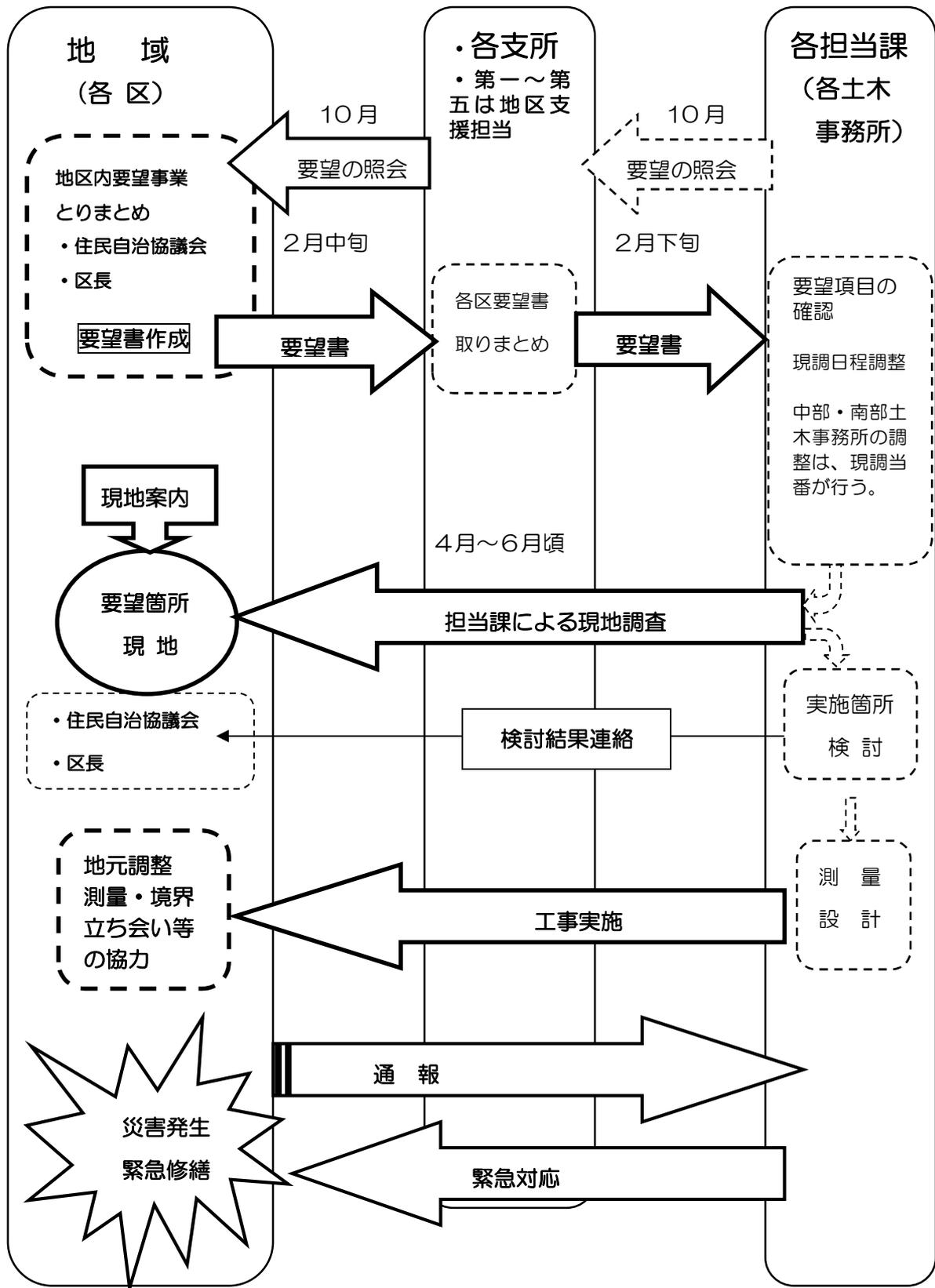
6 河川や水路の新設や改修を計画する場合(河川課)	P-12
(1) 水路の新設や改修について	
(2) 水路の新設や改修に伴う用地買収及び移転補償について	
(3) 水路の転落防止柵(フェンス)について	
(4) 浸水状況がわかる資料等の提供について	
【Ⅲ】実施箇所決定の考え方	P-14
1 継続事業について	
2 新規事業について	
【Ⅳ】災害復旧、その他工事について	P-16
【Ⅴ】各課の担当する事業及び連絡先	P-17
【Ⅵ】様式集	巻末
1 (様式-1) 土木事業要望書 同記入例	
2 (様式-2) 同意書(土木事業用)	
3 (様式-3) カーブミラー設置要望書 同記入要領	
4 (様式-4) 同意書(カーブミラー用)	
※カーブミラーの同意書は「実施」となりましたら提出していただく場合があります。	

【I】要望から実施までのフロー

(1) 現地調査 秋期(9~11月)実施の場合



(2) 現地調査 春期（4～6月）実施の場合



【Ⅱ】事業を計画する場合の基準等

1 市道の新設や拡幅改良を計画する場合（道路課）

（1）道路計画幅員の考え方

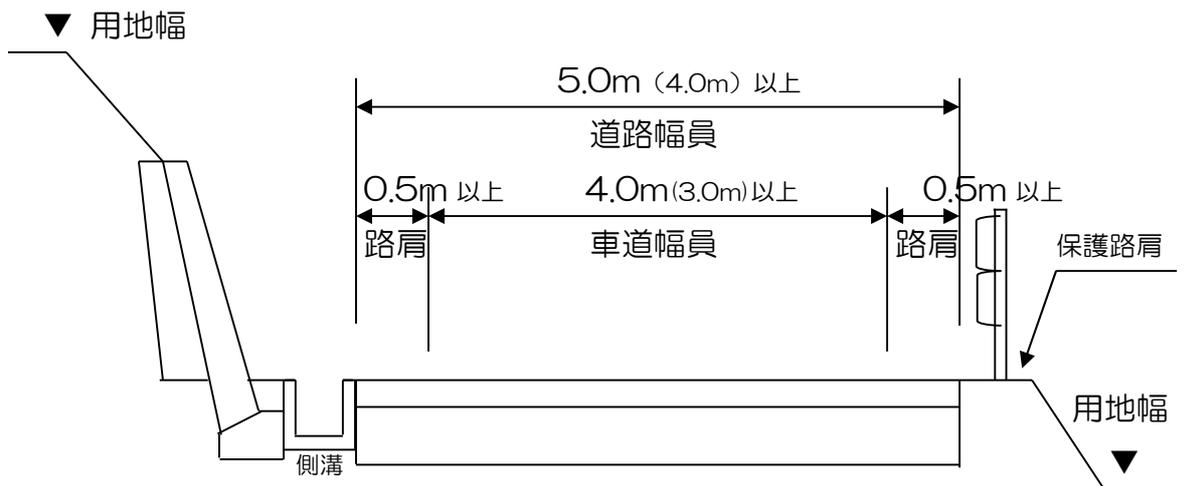
車道幅員4mを基本とし、その外側に路肩を設けるため、道路幅員5m以上が基準です。

平地の例【図 1-1】



()内は、建築後退対象市道の特例値(P6参照)

中山間地の例【図 1-2】



()内は、やむを得ない場合の特例値 (P4、1-(1)-②参照)

①交通量が極めて少なく、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、道路幅員を4mに縮小することができます【図1-1参照】

乗用車同士のすれ違いが困難な場合は、待避所を設ける必要があります。

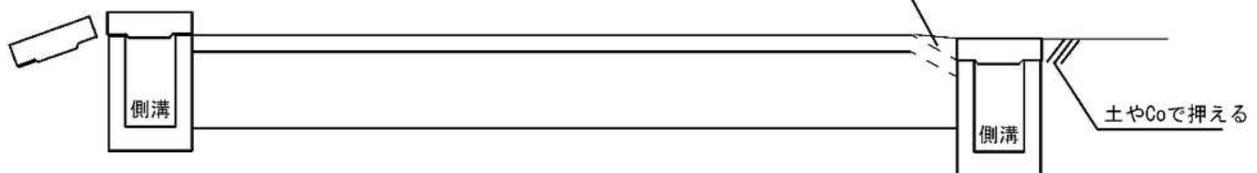
② 路線によっては道路幅員の他に切土や盛土の^{のり}法部分、状況に応じてガードレールなどの施設を見込んだ用地幅を必要とします。【図 1-2 参照】

③ 既設の道路に併設されている水路等に蓋架けをして、車道幅員を拡幅することは、構造上の問題や側溝の維持管理の観点から原則行っていません。

【図 1-3】 参照

【図 1-3】 蓋掛けによる道路拡幅が適さない例

例) 蓋を落とし込む構造でない場合
道路舗装面と蓋の段差が生じる×
横の押さえがないのでずれ落ちてしまう×



例) 舗装を擦り付けるなどして高さが合っても蓋が舗装や土砂に抑え込まれてしまい蓋を外すことができなくなってしまう×



※蓋を落とし込む構造になっていても、車両の走行などによる騒音や側溝清掃など維持管理上の問題が懸念されるため原則は行いません。

(2) 土留構造物（ブロック積、擁壁）とその高さ

① 傾斜地などでの^{のりめん}法面処理は^{どは}土羽を基準に考え、状況に応じて土留構造物を設置します。

② ブロック積や^{ようへき}擁壁が必要な場合、その構造物の高さは 1m 程度とし、残りの部分は切土・盛土とします。また、^{のりめん}法面は植生等による保護を施します。

(3) 交差点部の「隅切り」の施工

① 交差点部には隅切りを設けることとします。

② 4m 以上 6m 未満の一般的な生活道路で直角交差の場合、隅切りの長さは斜長で 3m 以上を確保する必要があります。

(4) 用地買収及び物件の移転補償について

用地買収	幅員 W=7m 以上の幹線道路：不動産鑑定による価格 その他の生活道路等：市の要領による価格（※1）
物置、塀、 立木補償など	幅員 W=7m 以上の幹線道路：補償対象 その他の生活道路等：補償対象外
測量、登記	市が行います
電柱、消火栓	市と当該管理者が協議し移転します（※2）
防犯灯	市から区長に移転補償費を支払い。（区で移転していただきます）

（※1）市の要領による価格。不動産鑑定による価格より安価となります。

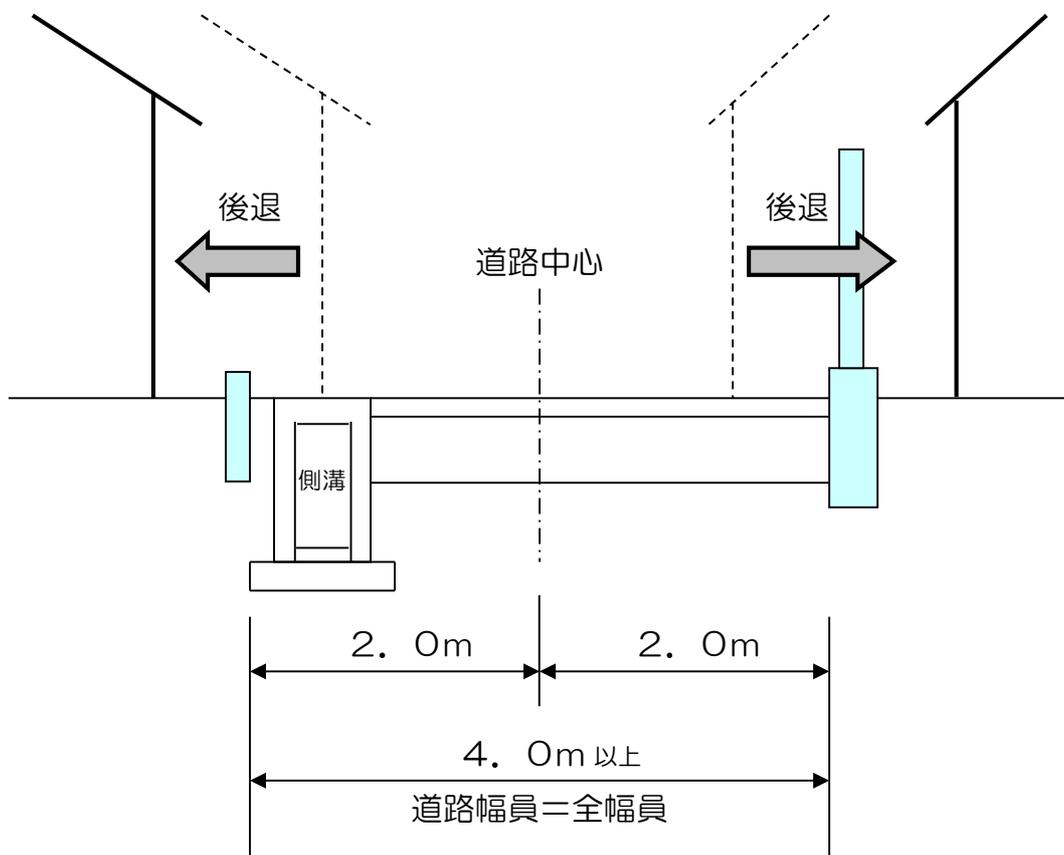
（市の要領による価格とは：用途地域・地目等により、固定資産税評価額や標準小作料等を参考に算出された価格）

（※2）移転先は拡幅後の道路外となりますので隣接する地権者の同意を得ていただくようお願いします。

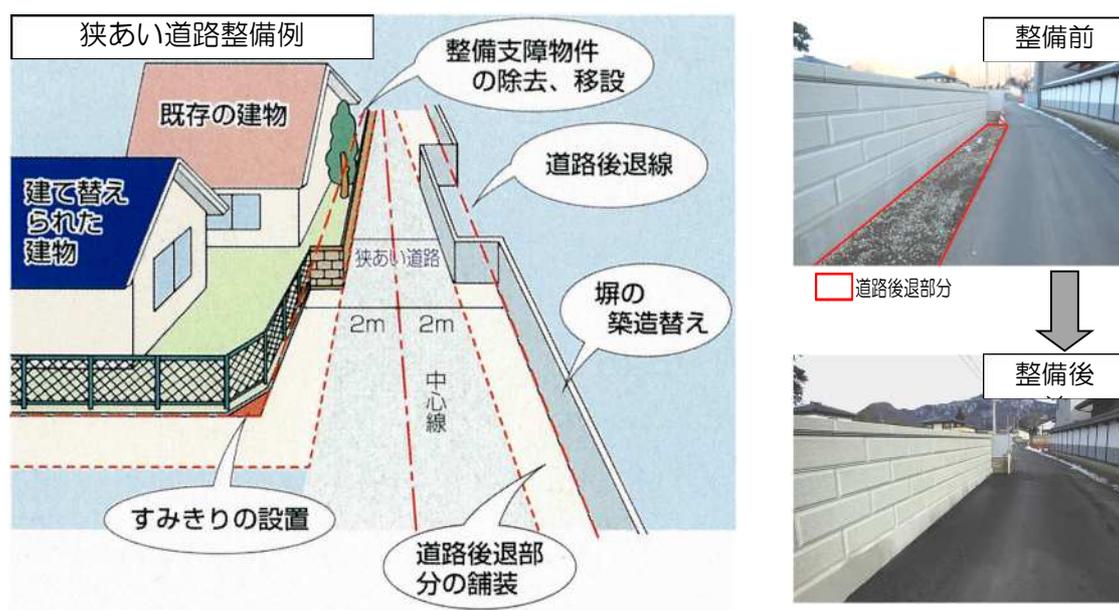
(5) 狭あい道路（都市計画区域内）の道路後退用地の整備について

（建築指導課）

【図1-4】



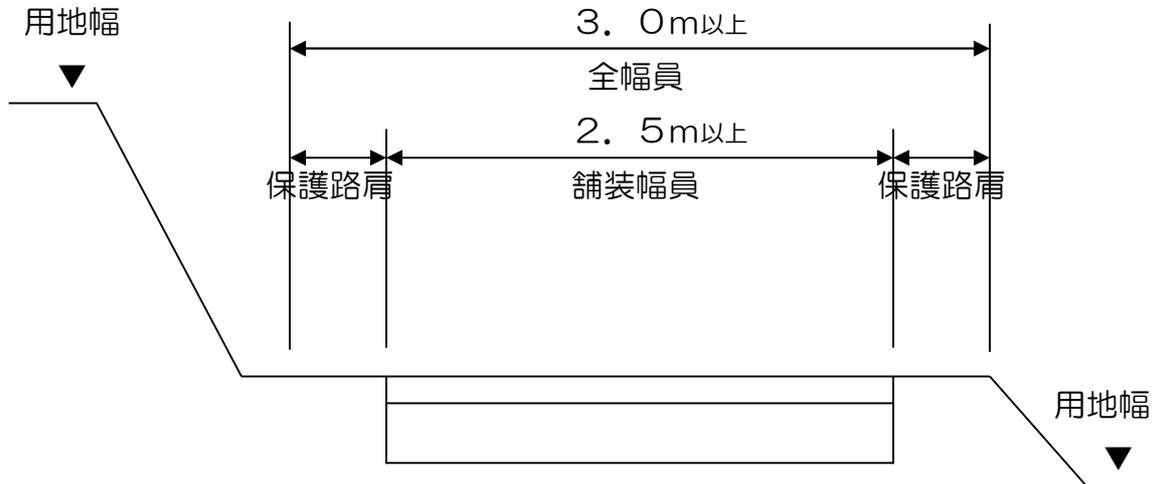
- ① 建築基準法では、建物を建築する際、前面道路の幅員が4.0m未満の場合には、道路中心から2.0mまでを道路とみなし、この道路後退部分には建物や、それに附属する塀などをつくることが出来ません。『狭あい道路整備事業』では、道路後退していただいた土地を道路用地として提供いただき、災害や緊急時の緊急車両の通行や、日常生活の利便性が図られる道路として整備しています。
- ② 道路後退部分の整備にあたっては、市（建築指導課）との事前協議（協議書の提出）が必要となります。事前協議では後退用地について、寄付又は買取りのいずれかの契約と整備方法等を協議します。後退用地の測量・分筆後、土地が市へ譲渡（登記）され、建築指導課から担当課へ整備依頼があったものの中で、支障物件がなく整備可能なものについて、順次整備工事を実施します。
- ③ 市では『狭あい道路整備事業』の他、都市計画区域内の狭あい道路で市道から市道の間を連続して整備できるものについては、前記(1)「道路計画幅員の考え方」の特例として、道路後退とあわせて、中心から2mの拡幅改良をすることも出来ます。
- ④ 狭あい道路の解消に向け、ご要望がある場合には、道路課または建築指導課までお問合せください。



2 農道の新設や拡幅改良を計画する場合（農地整備課）

(1) 道路計画幅員の考え方

【図2】



①道路幅員は、3.0m 以上を基本とします。標準的な道路構造としては、舗装幅員 2.5m 以上で、その外側に保護路肩を設置することとしますが、現場によってはそれ以外に道路に沿って側溝や用排水路（原則開渠）を設けたり、切土や盛土^{のり}の法部分や、状況に応じてブロック積みや土留めが必要となるため、これらを見込んだ用地幅を必要とします。

②受益者が2人以上で、受益面積が0.3ha 以上が要件です。

(2) 土留構造物（ブロック積、擁壁）とその高さ

市道の新設・改良と同じ

(3) 交差点部の「隅切り」の施工

市道の新設・改良と同じ

(4) 用地買収及び物件の移転補償について

①農道の新設・改良に伴う漬れ地については、無償で提供（寄付）をしていただきます。

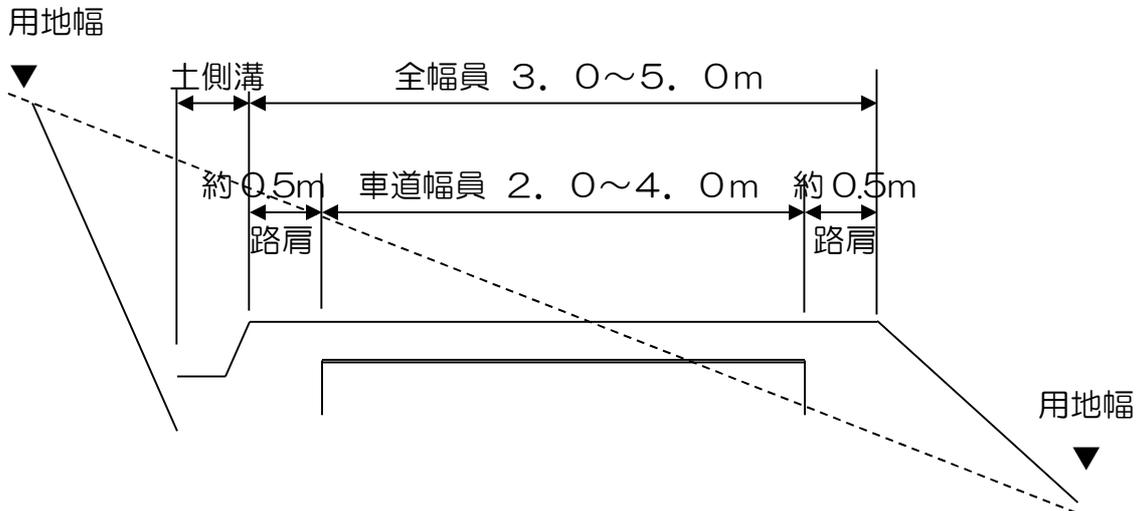
② 測量や登記は、市で行います。

③ 支障物件の移転や果樹などの立木補償はいたしません。

3 林道及び林業専用道の開設や改良を計画する場合（森林いのしか対策課）

(1) 道路計画幅員の考え方

【図3】



①車道の外側に路肩を設けるため、全幅員4m以上が基本となります。また、山側には路肩の外側に土側溝を設けます。現場によっては、それ以外に切土や盛土が必要となるため、これらを見込んだ用地幅を必要とします。

(2) 土留構造物（ブロック積、擁壁）について

①傾斜地などの土羽部^{とは}の法面^{のりめん}処理は、植生工を基本とし、状況に応じて土留構造物を設置します。

(3) 用地買収及び立木補償について

- ①林道及び林業専用道の開設、改良に伴う潰れ地及び立木補償については、全て無償又は地元負担となります。
- ②登記は原則として行いません。
- ③開設工事の受益者負担はありません。

(4) 林道及び林業専用道の実施要件について

- ①搬出間伐、保育等の森林施業計画があること
- ②利用区域森林面積及び計画延長について一定数値以上あること

【林道事業と林業専用道事業はそれぞれ数値が異なります】

*詳細については、森林いのしか対策課に相談願います。

4 道路側溝の更新や改修を計画する場合（各土木事務所）

(1) 道路幅員が5m以上など十分な幅員が確保されている道路で、水路勾配も確保できる道路の側溝は、維持管理等を考慮し原則として開渠とします。

ただし、平坦地等で側溝の排水勾配が確保できない、道路の勾配と側溝の排水方向が逆などの場合は、蓋付きの自由勾配側溝とします。

(2) 現況道路の舗装内に側溝を設置する場合、または、建築後退道路などで路肩内に側溝を設置せざるを得ない道路については、蓋付きの側溝とします。

5 農業用排水路及び用排水施設の新設や改修等を計画する場合（農地整備課）

(1) 農業用排水路等の施設と管理について

市内には、農業用排水路、取水施設（頭首工や揚水ポンプ）、水門、堰板、管理用通路、排水路への転落を防ぐ防護柵など、目的に応じた施設があり、これらを管理する土地改良区や用水組合などの担当者が、流す水の量を日常的に監視・調節しています。また、農業用水を安定的に供給するため、受益者が協力して堆積土砂の撤去や排水路周辺の草刈りを定期的に行っています。

このほか、農業用排水路には潤いのある良好な環境を提供する貴重な役割もあり、地域住民も協力して清掃活動等に取り組んでいます。

農業用排水路の施設や管理に関するお問い合わせは、農地整備課または土地改良区や用水組合などの役員や事務局までお願いします。

(2) 受益者分担金の納付等について

主に農振農用地内で、受益者が限定される農業用排水路及び用排水施設等の新設や改修等は、農業土木関係事業となり、事業の実施に際しては、条例により、事業費の一部を受益者に負担していただきます。事業の要件と負担率は以下のとおりです。

ア 農業用排水路及び用排水施設の新設・改修等

要件： 受益者が2人以上あり、受益面積（農地）が0.3ha以上
負担率： 事業費の5%

イ 畑地かんがい用の水路及び用水施設の新設・改修等

要件： 受益者が2人以上あり、受益面積（農地）が連続して1.0ha以上
負担率： 事業の種類により、事業費の5%または20%

ウ 農業用ため池の改修等

要件： 受益者が2人以上あり、受益面積（農地）が0.3ha以上
負担率： 事業費の5%、危険ため池の改修は事業費の2.5%

なお、これらの事業の実施に伴い、必要となる用地や物件補償の取り扱いについては、農道の場合（前記2の(4)参照）と同様です。

また、土地改良区等が管理する用排水路については、その土地改良区等で事業を行うこととなりますので、別途ご相談をお願いします。

(3) 異常気象による水不足や渇水対策に関するご相談について

夏季の高温少雨に伴う水不足や、他の水系等から農業用水の融通を受けようとする際の連絡調整等のご相談のほか、渇水被害対策に関するお問い合わせは、農地整備課または農業政策課（TEL: 224-5037 FAX: 224-5113）までお願いします。

6 河川や水路の新設や改修を計画する場合（河川課）

主に農振農用地以外で、都市排水が流入するなどして受益者が限定されない水路（農業用排水路を兼ねているものを含む）や河川については、河川関係事業としての対応となります。

雨水渠計画^{※1}に位置付けている水路等については計画に基づき整備することとなりますが、流水断面が比較的小さな水路の新設や改修については以下の条件により要望に応じて整備してまいります。

※1 雨水渠計画とは、都市化による浸水対策として公共下水道区域内における汚水と雨水を分流する形で雨水専用の管渠を整備する目的に策定した計画です。

(1) 水路の新設や改修について

- ①水路は維持管理のしやすさ等を考慮し、開渠を原則とします。
- ②水路を新設する場合、水路構造物に隣接して幅員1 m以上の管理用道路が必要となります。ただし、道路等が併設されている場合は、これを兼ねることが可能です。
- ③水路改修に伴い、新たな用地確保が困難な状況においては、道路敷地内で暗渠構造とする場合もあります。

(2) 水路の新設や改修に伴う用地買収及び移転補償について

	事業内容	用地買収	移転補償
市街化区域内	水路新設	不動産鑑定による価格	あり
	水路改修（拡幅）	市の要領による価格 ^{※2}	なし
市街化区域以外	水路新設	市の要領による価格 ^{※2}	なし
	水路改修（拡幅）		

※2 市の要領による価格とは、用途地域・地目等により、固定資産税評価額や標準小作料等を参考に算出した価格です。

※3 雨水渠計画に基づく事業は除きます。

(3) 水路の転落防止柵（フェンス）について

危険箇所には転落防止柵（フェンス）を設置します。なお、公共の道路に隣接する箇所については、その道路を管理している部署で設置することとなります。

(4) 浸水状況がわかる資料等の提供について

浸水対策事業実施の参考とするため、浸水時の状況写真や位置図（浸水範囲、深さ、原因となる水路等の明示）など、浸水状況がわかる資料を提供してください。

また、「長野市 LINE 公式アカウント」からの情報提供もご活用ください。

【Ⅲ】実施箇所決定の考え方

1 継続事業について

- (1) 継続事業は、優先的に実施します。
- (2) 事業効果の早期実現の観点から、ある程度集中的に予算配分しますので、同種の他の新規事業は、継続事業完了後の対応となる場合があります。
- (3) 継続事業であっても、要望されている延長が相当長い場合、一定の事業効果が期待できる段階（区切りのよいところ）で、一時中断する場合があります。

2 新規事業について

新規事業の着工優先度の考え方については、以下(1)～(7)の観点から総合的に検討して実施箇所を決定します。

(1) 緊急性がある

- ①事故の危険性が高く、早急に対処する必要がある。
- ②放置すると災害を誘発する危険性があり、またその影響が大きい。
- ③現に浸水などの深刻な被害を受けている。

(2) 必要性が高い

- ①老朽化が著しいなど、その機能が損なわれており、早期に改修の必要がある。
- ②必要性が高いと認められる明確な理由付けがある。

(3) 地域での位置づけ（まちづくり、土地利用の観点から）

- ①地区のまちづくりなどの将来構想と整合している。
- ②地区の主要な生活道路、農道、用排水路として位置づけ、重点的な整備が必要なもの。
- ③地区の考えている優先順位が高い。

(4) 利便性の向上や経済効果が見込まれる（投資効果が高い）

- ①多くの人々が利用するなど、受益効果が大きい。

- ②時間短縮や労力の節減など、利便性の向上が大きい。
- ③農作物の荷傷み防止など、経済的な効果がある。(農道舗装など)
- ④連続して初めて事業効果が出るものでは、一定の連続性が確保できる。
- ⑤事業効果に比べて、工事費(投資額)が多すぎないもの。

(5) 事故や災害の未然防止に効果がある

- ①交通安全施設の整備(交通量や危険度により)
歩道の設置、ガードレールや転落防止柵、カーブミラー、警戒標識、視線誘導、道路照明、カラー舗装など
- ②道路の整備
道路の拡幅改良、狭隘部^{きょうあい}の解消、カーブの改良、待避所の設置、隅切りの確保、舗装修繕など
- ③河川や水路の整備
断面不足の解消、老朽箇所^{らこうかしょ}の改修など

(6) 土地提供や物件移転等の同意を得てある

- ①道路拡幅等に伴う、地権者の土地提供等についての同意書が提出されている。
- ②物件の移転補償は地元で対応する用意がある。(電柱は除く)
- ③基本的に、相続、抵当権解除等については、土地提供までに地権者が対応する。

(7) その他

- ①受益者負担金のある事業については、その用意がある。

※ ただし、限られた予算内での対応となるため、必要性が認められる箇所についても、次年度以降の対応としてお待ちいただく場合もあります。

【Ⅳ】災害復旧、その他工事について

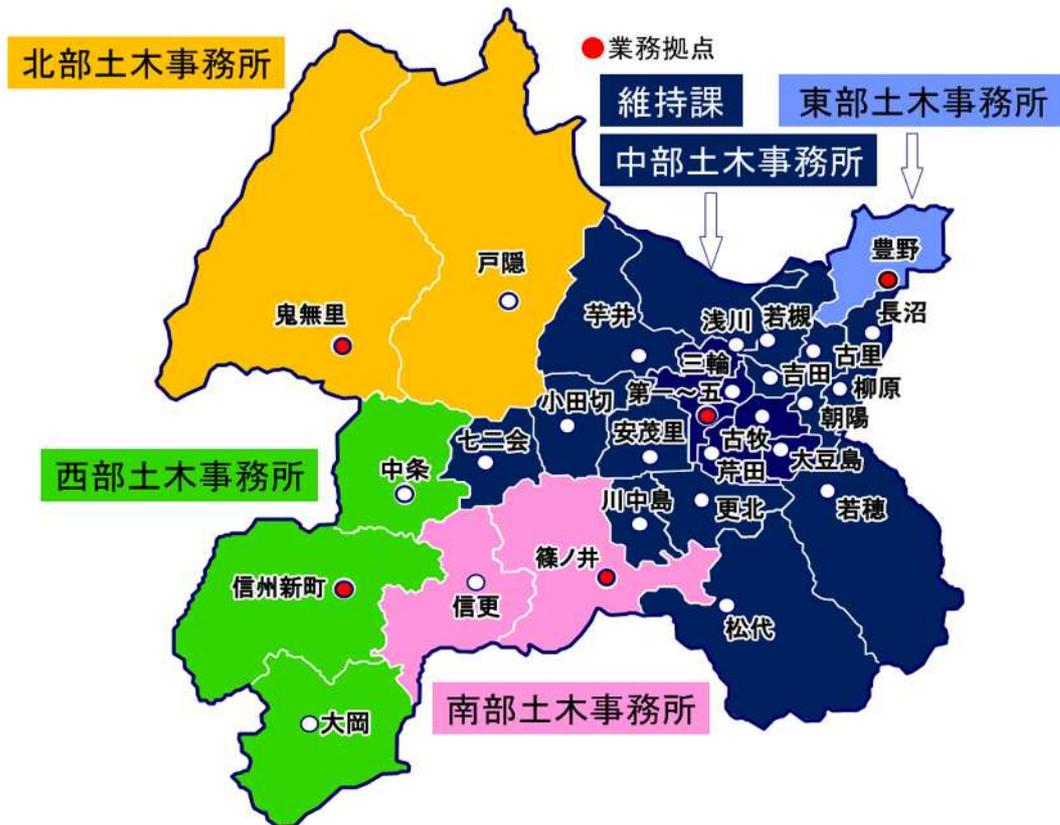
- (1) 災害復旧については、災害発生の都度、その発生規模にもよりますが、緊急に応急復旧を行い、国の補助や市の補正予算が付いた段階で復旧工事を行います。
- (2) 軽微な作業で、原材料支給など地元作業で対応していただけるものは、出来るだけご協力をお願いします。
 - ①袋詰めアスファルトによる舗装の穴埋め
 - ②砂利道の碎石補充
 - ③小規模なコンクリート舗装
 - ④破損した道路側溝の蓋の取り替え
 - ⑤道路側溝や水路の泥上げ
 - ⑥路肩や水路の土上げ敷の草刈りなど
- (3) 農地災害が発生した場合は、事業費の一部を負担いただくことで、農地復旧を行うことができます。支所または担当課へご相談ください。
- (4) その他の事業等を計画する場合は、別途担当課までご相談ください。

【V】各課の担当する事業及び連絡先

課名	担当する事業	TEL/FAX/E-mail
建設部 道路課	<ul style="list-style-type: none"> ○市道の新設・改良事業 市道の新設や拡幅改良 ○市道の橋梁の新設や改修事業 ○市道の交通安全施設の整備事業 踏切改良、歩道設置、交差点改良 道路防災、街路灯 ○歩道の段差解消事業 ○通学路の整備事業 ○市道の災害復旧事業 	TEL: 224-5045 FAX: 224-5112 E-mail: douro@city.nagano.lg.jp
建設部 河川課	<ul style="list-style-type: none"> ○河川・水路の改修・維持・修繕事業 準用河川、水路の整備や改修・修繕 ・浚渫 ○雨水渠整備事業 雨水渠の整備 雨水調整池の整備と管理・維持補修 排水機場の建設と更新、管理・維持補修 ○傾斜地保全対策事業 地すべり対策 危険溪流対策 急傾斜地崩壊対策 	TEL: 224-5046 FAX: 224-5112 E-mail: kasen@city.nagano.lg.jp
建設部 建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ○狭あい道路整備事業 狭あい道路の道路後退部分の測量、買取、 整備工事 	TEL: 224-7493 FAX: 224-5124 E-mail: shidou@city.nagano.lg.jp

課名	担当する事業	TEL/FAX/E-mail
建設部 維持課 土木事務所	○市道の維持 舗装の更新 側溝の更新や改修 舗装・側溝・防護柵の修繕 路面清掃、側溝浚渫、カーブミラー修正、 地下横断道・橋梁の点検維持補修、 除雪・凍結防止剤の散布、草刈・枝払い、 道路パトロール、原材料支給 ○市道の交通安全施設の整備事業 道路区画線、防護柵、標識、 カラー舗装、カーブミラー ○道路受託復旧事業 ○道路の緊急的な維持補修 ○道路・河川等の災害時の応急処理 ※土木事務所の担当事業は次ページに記載	維持課 TEL：224-7034 FAX：224-8759 E-mail：iji@city.nagano.lg.jp 担当土木事務所は、次ページ参照
農林部 農地整備課	【農業土木関係】 ○土地改良事業 農道の新設、改良及び維持補修 用排水路・用排水施設・ため池・排水 機場の管理、整備、改修、維持補修 ほ場及び畑地帯整備 ○農業用施設及び農地等の災害復旧・防災 事業	TEL: 224-5039 FAX: 224-7812 E-mail: nouchi@city.nagano.lg.jp
農林部 森林いの しか対策課	【林業土木関係】 ○林道事業 ○林業専用道事業 ○治山対策事業 ○林道の災害復旧工事	TEL: 224-5040 FAX: 224-7818 E-mail: moriinoshika@city.nagano.lg.jp
都市整備部 公園緑地課	○公園・遊園地内施設の維持管理 遊具や施設の改修及び維持補修 樹木の剪定や除草 ○街路樹の維持管理	TEL: 224-5054 FAX: 224-5111 E-mail: kouen@city.nagano.lg.jp

維持課 土木事務所 担当地区割図



維持課土木事務所 担当地区・連絡先

事務所名	担当地区	TEL/FAX/E-mail
中部土木事務所 (維持課内)	第一～五・芹田・古牧・三輪・吉田・古里・柳原・浅川・大豆島・朝陽・若槻・長沼・安茂里・小田切・芋井・松代・若穂・川中島・更北・七二会	TEL : 224-7034/224-9710 FAX : 224-8759 E-mail : iji@city.nagano.lg.jp
南部土木事務所 (篠ノ井支所内)	篠ノ井・信更	TEL : 213-8630 FAX : 292-6570 E-mail : nanbu-doboku@city.nagano.lg.jp
東部土木事務所 (豊野支所内)	豊野	TEL : 257-5869 FAX : 257-4776 E-mail : toubu-doboku@city.nagano.lg.jp
北部土木事務所 (鬼無里支所内)	戸隠・鬼無里	TEL : 256-3179(鬼無里)/254-3756(戸隠) FAX : 219-3990 E-mail : hokubu-doboku@city.nagano.lg.jp
西部土木事務所 (信州新町支所内)	大岡・信州新町・中条	TEL : 262-2204(信州新町) 266-2121(大岡)/268-3002(中条) FAX : 262-4799 E-mail : seibu-doboku@city.nagano.lg.jp

※ 土木事務所(南部を除く)では、建設部 道路課、河川課、農林部 農地整備課、森林いのしか対策課の土木事業も実施しています。詳しくは、各土木事務所の担当にお尋ねください。

編集：長野市 建設部 道路課

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL.026-226-4911（代表）

URL:<https://www.city.nagano.nagano.jp>